

審査の過程において下記に示す必要書類のほか追加資料を求められることがあります。

～ 認定理由別確認事項及び確認資料一覧～
【認定対象者】配偶者・子

被扶養者申告書（認定用）と合わせて下記の書類を提出してください。

配偶者(20歳～60歳未満)を認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」（該当の場合）を提出してください。
ただし、任意継続組合員の場合は除きます。

事実発生日の翌日から30日以内に提出してください。30日を超えた場合、差出日からの認定になります。

被扶養者の要件は共済組合のホームページや共済組合ガイドブックにてご確認ください。

認定理由：採用、結婚、出生、退職、同居、収入減少、自営業の廃業、雇用保険支給終了、子の扶養替え、任意継続組合員資格喪失、その他

認定対象者 配偶者・子			
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
採用 (社員として採用された時に扶養したい配偶者・子がいるとき)	採用日	氏名、 続柄、 生年月日、 収入、 同居別居の別、 等	<p>は必須、は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1～注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 > 同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ ・住民票...【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し) 手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用] 所得証明書...【注3】 市役所等で発行 22歳未満の子が学生で無職無収入の場合は在学証明書でも可。学生証は不可</p> <p>前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要</p> <p>< 認定日時点で無収入の者 > 辞令又は離職票又は雇用保険受給資格者証 所得証明書に給与収入金額の記載があるが既に退職している場合 退職日が確認できるもの</p> <p>< 認定日時点で収入がある者 > 様式「給与等証明書[認定用]」 給与収入がある場合 直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む 確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 自営業等の収入がある場合</p>

			<p>< 認定日時点で夫婦共同扶養(共働き)の子を認定する場合 > 採用後の年間収入で判定します。 組合員採用時基本給の金額がわかるもの 社員雇入労働条件通知書や給与明細書 配偶者の直近の給与明細書 1 か月分 離婚や死別の場合は戸籍謄本</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
結婚 (結婚により扶養したい配偶者がいるとき)	婚姻日	氏名、 続柄、 生年月日、 収入、 同居別居の別、 婚姻日、 雇用保険受給の有無	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 > 同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの 別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ ・住民票...【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの ・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し) 手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上 ・扶養事実申立書[認定用] 婚姻届受理証明書等 婚姻日を確認できるもの 所得証明書...【注3】 市役所等で発行 前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要</p> <p>様式「給与等証明書[認定用]」 給与収入がある場合 直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 自営業収入等がある場合 辞令又は離職票又は雇用保険受給資格者証 所得証明書に給与収入金額の記載があるが既に退職している場合 退職日が確認できるもの 直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
出生 (出生した子を扶養したいとき)	出生した日	氏名、 続柄、 生年月日、 同居別居の別	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 > 同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p>

			<p>母子手帳の写しは不可</p> <p>別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ</p> <p>・住民票...【注2】</p> <p>認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>母子手帳の写しは不可</p> <p>・送金の事実(通帳の写し)</p> <p>手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用]</p> <p>夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等...【注3】 給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 配偶者が被扶養者である場合は不要 夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
退職 (退職により扶養したい配偶者・子がいるとき)	退職した日の翌日 (前健保の資格喪失日)	氏名、 続柄、 生年月日、 同居別居の別、 退職日、 雇用保険受給の有無	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。</p> <p>一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 ></p> <p>同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ</p> <p>・住民票...【注2】</p> <p>認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>・戸籍謄本</p> <p>・送金の事実(通帳の写し)</p> <p>手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用]</p> <p>辞令又は離職票又は雇用保険受給資格者証 退職日が確認できるもの</p> <p>所得証明書...【注3】 市役所等で発行</p> <p>前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要</p> <p>雇用保険受給資格者証 該当者のみ</p> <p>直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 自営業収入等がある場合 様式「給与等証明書[認定用]」 退職後にパート等を始めた場合</p> <p>直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む</p> <p>傷病手当金支給証明書</p>

			<p>退職後傷病手当金が支給される場合...【注4】</p> <p>夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等...【注3】</p> <p>給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 配偶者が被扶養者である場合は不要 夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
同居 (同居により 扶養したい 配偶者・子が いるとき)	同居した日	氏名、 続柄、 生年月日、 収入、 同居開始日 等	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認 資料を揃えてください。</p> <p><必須書類> 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの 所得証明書...【注3】 市役所等で発行 22歳未満の子が学生で無職無収入の場合は、在学証明書 でも可。学生証は不可。 前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明 書が必要</p> <p>様式「給与等証明書[認定用]」 給与収入がある場合 直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 自営業収入等がある場合 辞令又は離職票又は雇用保険受給資格者証 所得証明書に給与収入金額の記載があるが既に退職して いる場合 退職日が確認できるもの 直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む 夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等...【注3】 給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 配偶者が被扶養者である場合は不要 夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
収入減少 (収入減少に よって扶養し たい配偶 者・子がいる とき)	収入減少と なる日又は 収入減少を 知った日	氏名、 続柄、 生年月日、 収入、 同居別居の別、 収入減少日 等	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認 資料を揃えてください。</p> <p><必須書類> 同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの 別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ ・住民票...【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの ・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し)</p>

			<p>手渡し不可 月額 5 万円以上/人 ただし、月額 5 万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用] 所得証明書...【注3】 市役所等で発行</p> <p>様式「給与等証明書[認定用]」又は雇用条件変更契約書 収入減少が確認できる書類</p> <p>前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要</p> <p>直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 自営業収入等が減少した場合</p> <p>直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む</p> <p>夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等...【注3】 給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 配偶者が被扶養者である場合は不要 夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とするのが原則</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
<p>自営業の廃業 (廃業により扶養したい配偶者・子がいるとき)</p>	<p>廃業した日の翌日</p>	<p>氏名、 続柄、 生年月日、 同居別居の別、 廃業日</p> <p>等</p>	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 > 同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ</p> <p>・住民票...【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し) 手渡し不可 月額 5 万円以上/人 ただし、月額 5 万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用] 所得証明書...【注3】 市役所等で発行</p> <p>直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 廃業届 前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要</p> <p>直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む</p> <p>夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等...【注3】 給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 配偶者が被扶養者である場合は不要</p>

夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則

認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
<p>雇用保険支給終了 (雇用保険が受給終了したことにより扶養したい配偶者・子がいるとき)</p>	<p>終了日の翌日</p>	<p>氏名、 続柄、 生年月日、 収入、 同居別居の別、 雇用保険支給終了日</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1～注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 > 同居の場合 住民票…【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの 別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ ・住民票…【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの ・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し) 手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上 ・扶養事実申立書[認定用] 雇用保険受給資格者証 受給終了の印字がわかる第1面～最終面 所得証明書…【注3】 市役所等で発行 前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要</p> <p>直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 自営業収入等がある場合 様式「給与等証明書[認定用]」 就職(パート等含む)した場合 直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む 夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等…【注3】 給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 配偶者が被扶養者である場合は不要 夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則</p>

認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
<p>子の扶養替え (配偶者より組合員の方が年間収入が多い、又は親権が組合員にあるため子を扶養したいとき等)</p>	<p>前健保の資格喪失日、 親権取得日の翌日、 婚姻日、 養子縁組をした日、 配偶者が死亡した日の翌日</p>	<p>氏名、 続柄、 生年月日、 収入、 同居別居の別、 前健保資格喪失年月日()、 夫婦の収入</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>離婚の場合は親権取得日 結婚の場合は婚姻日 養子縁組の場合は養子縁組した日 配偶者死亡の場合は死亡した日</p>	<p>は必須、 は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1～注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p>< 必須書類 > 同居の場合 住民票…【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの 別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ ・住民票…【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの</p>

			<p>マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し) 手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用] 夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類 所得証明書等...【注3】 給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可 夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則 配偶者が被扶養者である場合は不要</p> <p>所得証明書...【注3】 市役所等で発行 22歳未満の子が学生で無職無収入の場合は、在学証明書でも可。学生証は不可。</p> <p>前健保の資格喪失証明書 又は国民健康保険証(市区町村)の写し 市区町村以外の国保の場合は写しではなく資格喪失証明書が必要 郵政各社間の扶養替えの場合は不要</p> <p>戸籍謄本 離婚、結婚、養子縁組、死別の場合 辞令又は離職票又は雇用保険受給資格者証 所得証明書に給与収入金額の記載があるが、既に退職している場合 退職日が確認できるもの 直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書 子に自営業収入等がある場合 様式「給与等証明書[認定用]」 子に給与所得がある場合 直近の年金額改定通知書等 年金収入がある場合 生保の個人年金等を含む</p>
認定理由	認定日	確認事項	主な確認資料
<p>その他、任意継続組合員資格喪失 (任意継続組合員の資格を喪失することにより扶養したい配偶者・子がいるとき)</p>	<p>前健保の任意継続資格喪失日</p>	<p>氏名、続柄、生年月日、同居別居の別、資格喪失日</p> <p>等</p>	<p>は必須、<u> </u>は該当の場合提出してください。 一覧表の下部に示している注1~注8を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。</p> <p><必須書類> 同居の場合 住民票...【注1】 世帯全員が記載されているもの 組合員との続柄・同居がわかるもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>別居の場合 配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ ・住民票...【注2】 認定対象者の世帯全員が記載されているもの マイナンバーの記載がないもの 本籍の記載がないもの</p> <p>・戸籍謄本 ・送金の事実(通帳の写し) 手渡し不可 月額5万円以上/人 ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上</p> <p>・扶養事実申立書[認定用] 所得証明書...【注3】 市役所等で発行 前健保の任意継続資格喪失証明書</p>

資格喪失日がわかるもの

雇用保険受給資格者証

該当者のみ

直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書

自営業収入等がある場合

様式「給与等証明書[認定用]」

退職後にパート等を始めた場合

直近の年金額改定通知書等

年金収入がある場合

生保の個人年金等を含む

夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類

所得証明書等...【注3】

給与収入以外に収入がない者に限り源泉徴収票可

配偶者が被扶養者である場合は不要

夫婦の年間収入の多い方の被扶養者とすることが原則

注1 : 世帯分離している等の理由により、組合員との続柄が住民票で確認できない場合は、次の書類を提出してください。戸籍謄本(抄本)の写し、組合員と認定対象者それぞれの住民票(世帯全員が記載されたもの)、様式「生計同一に関する申立書」とその確認資料

注2 : 認定対象者が日本国内に住民票があることを確認します。

注3 : (1) 所得証明書に事業・不動産・農業・利子・雑所得(年金以外)等が記載されている場合、確定申告書(収支内訳書又は青色申告決算書)の写しを所得証明書と併せて提出してください。

(2) 無収入、収入額が少ない等の理由により課税対象額がないため、所得証明書の発行が不可な場合は、所得証明書に代えて、非課税証明書の提出でも可です。

注4 : 傷病手当金を基準額(日額 3,612 円、月額 108,334 円)以上受給している場合は認定することができません。傷病手当金の金額、受給期間、受給終了日のわかる書類が必要です。

注5 : 扶養の実態の確認について必要と認められる場合、「扶養事実申立書[認定用]」を求める場合があります。

注6 : 被扶養者申告書の記入内容、提出された資料から雇用保険受給の有無が確認できない場合は、様式「雇用保険の受給に関する調査票」の提出を求める場合があります。

注7 : 退職後に前健保の任意継続組合員となった場合はその資格を喪失するまで被扶養者として認定することができません。また、前健保の任意継続組合員となった方で、雇用保険を日額 3,612 円以上受給していた方を被扶養者として認定申請した場合、雇用保険受給満了日の翌日か任意継続組合員資格喪失日のいずれか遅い日から認定することができます。

注8 : 日本郵政共済組合所定の様式以外の確認資料は、原本の写し(コピー)を提出いただいて構いません。

原本を提出していただいた場合、返却はいたしませんので、扶養手当等の手続に同じ資料が必要な場合は、あらかじめ、写しを取っておくようにしてください。